



おりお安心ネット通信

折尾警察署

☎ 093(691)0110



～地域との協働による犯罪・事故の起きにくい社会づくり～ 令和6年 第10号

自転車の交通ルール

～信号機～



福岡県警察本部
交通企画課

自転車は自動車と同じ「車両」ですので、信号を守る義務があります。
信号無視は交通違反となるだけでなく、交通事故に直結する危険な行為ですので、絶対にやめましょう！

1 信号を守る義務(道路交通法第7条)

自転車が含まれます

道路を通行する歩行者又は**車両等**は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。



【罰則】

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金(過失の場合10万円以下の罰金)

周囲の迷惑!

2 自転車[※]が従うべき信号

※ 本資料では「普通自転車」に関する交通ルールを説明します。

① 「車両用信号機」と「歩行者用信号機」がある場合

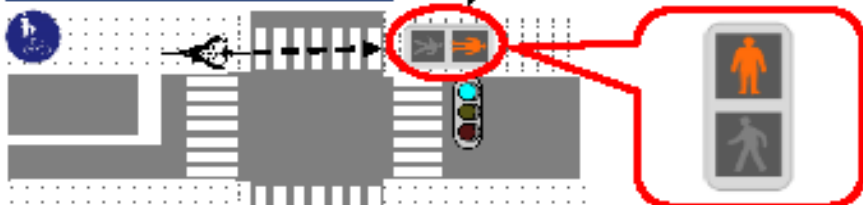
車道を通行している自転車

「車両用信号」



歩道を通行している自転車

「歩行者用信号」



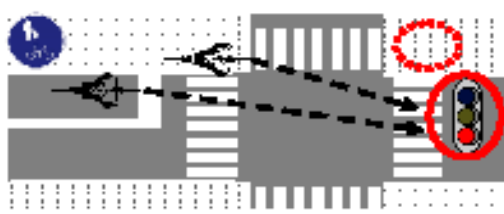
ただし・・・

歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の補助標識がある場合



車道通行の自転車も「歩行者用信号」に従う

② 「車両用信号機」のみの場合



- 車道通行の自転車
- 歩道通行の自転車

いずれも「車両用信号」に従う



3 信号交差点を横断する際の交通ルール

歩行者用信号機の「青色」が点滅したとき



横断を始めてはいけません！
次の青信号を待ちましょう！

※ 「歩行者・自転車専用」の補助標識がある場合
車道等を通行の際、点滅に変わったときに停止位置に近づいていて安全に停止することができない場合は、そのまま進行することができます。

歩行者の通行を妨害するおそれがあるとき



乗ったまま横断できません！
押して歩いたり、歩行者の通を待ったりして歩行者を優先しましょう！

